

特別管理産業廃棄物処分業許可申請について

概要	特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする事業者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事または政令で定める市の長の許可を受けなければなりません。					
申請先	久留米市 環境部 廃棄物指導課 (久留米市荘島町375番地) TEL 0942-30-9148					
申請部数	申請書2部(正・副)					
手数料	新規許可申請 100,000円 許可更新申請 95,000円 変更許可申請 95,000円					
提出書類		法人・個人の別	様式など	新規	更新	変更
1	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(新規・更新時)		省令様式第十四号	○	○	
	特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書(変更時)		省令様式第十六号			○
2	事業計画の概要を記載した書類		要綱様式第7号の1~5	○	●	△
3	施設の写真(全景、保管施設を含む)		要綱様式第9号	○	●	△
4	事業場の平面図、周辺見取り図及び字図、 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書		要綱様式第8号	○	●	△
5	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類 及び図面(埋立処分の場合)		要綱様式第12号	○	●	△
6	施設の所有権又は使用権限を証する書類 売買契約書の写し等、土地の登記事項証明書 *借用の場合は賃借契約書の写し又は施設使用承諾書		要綱様式第10号	○	●	△
7	中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (中間処理の場合)		要綱様式第11号	○	●	△
8	特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び 技能を有することを証する書類		適切な講習会終了証の写し	○	○	○
9	当該事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を 記載した書類		要綱様式第5号	○	○	○
10	直前3年の各事業年度毎の貸借対照表、損益計算書 株主資本等変動計算書、個別注記表	法人	納税証明書(税務署)	○	○	○
	直前3年の法人税額及び納付済額を証する書類					
11	資産に関する調査	個人	省令様式第六号の二 (第9面) 納税証明書(税務署)	○	○	○
	直前3年の所得税額及び納付済額を証する書類					
12	定款又は寄付行為、及び法人の登記事項証明書 ※ 事業目的欄に産業廃棄物処分(処理)業務が記載されて いること。	法人		○	○	○
13	申請者・法定代理人(法人の場合は役員)・政令使用人の 住民票(本籍が記載されているもの)並びに成年被後見 人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神 の機能の障害の有無に関する医師の診断書等	個人		○	○	○
14	欠格条項に該当しない旨の誓約書		省令様式第六号の二 (第10面)	○	○	○
15	法人の役員(相談役や顧問等を含む)・株主又は出資者・政 令使用人の住民票(本籍が記載されているもの)並びに 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明 書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等。 (注意)これらの者が法人の場合は、法人の登記事項証明 書	法人		○	○	○
16	政令使用人をおく場合は委任状及び職位証明書			○	○	○
17	性状の分析を行う設備の概要を記載した書類			○	○	
18	性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技 能を有することを証する書類			○	○	
19	当該申請に係る既存の許可証の写し(更新・変更時)				●	●

「△」の書類は、変更許可申請に関わらない部分は省略できます。

本市では適正な許可業務を行うため、「●」の書類についても法第18条に基づく報告として提出を求めています。

提出書類中の13又は15については省略することがあります。詳細は窓口にてご相談ください。

本市窓口における許可申請に際しては、必ず事前に予約してください。

申請又は届出の際には、必ず、事前に廃棄物指導課に相談してください。その際も事前に予約して下さい。